

## 就労継続支援B型事業

# 荒川ひまわり第2運営規程

社会福祉法人トラムあらかわ

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人トラムあらかわが開設する荒川ひまわり第2(以下「ひまわり第2」という。)が行う事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、利用者(ひまわり第2を利用する障害者をいう。以下同じ)が主体的に自分らしい生活を構築し、地域生活を送ることを支援するための適正な事業の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ひまわり第2は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の方針を持つものとする。

- (1) 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- (3) 利用者の権利擁護、利用者サービス提供者の対等な関係を確立するものとする。
- (4) 他機関及び地域住民との連携を図り、利用者のニーズに対応する地域の拠点となることを目指すものとする。
- (5) 前四項に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 荒川ひまわり第2
- (2) 所在地 東京都荒川区東尾久3-20-10ベルメゾンエス2階

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ひまわり第2に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤)以上  
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、就労継続支援B型計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 職業指導員 1名以上  
職業指導員は、就労継続支援B型計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。
- (4) 生活支援員 1名以上  
生活支援員は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の生活指導に関する日常生活上の支援を

行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1名以上

目標工賃達成指導員は、利用者の目標工賃の達成に関する業務に従事し支援を行う。

2 職員配置については基準(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」平成18年9月29日厚生労働省令第171号、以下「基準」という)に規定する職員配置の基準を下回らないものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ひまわり第2の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日・土曜日・日曜日及び夏季休暇・冬期休暇を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

ただし、利用者の活動時間は午前9時30分から午後3時を基準とする。

(3) 前二項の規程にかかわらず、管理者は必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、理事長の承認を得て営業日若しくは営業時間または休暇を変更することが出来る。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

定員 20人

2 過去3か月の平均実利用者数又は1日当たりの利用実績が基準を下回る場合は、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(障害福祉サービスの内容)

第7条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 職場実習の実施、受入先の確保、施設外支援
- ④ 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
- ⑤ 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援
- ⑥ 日常生活上の相談支援
- ⑦ 関係サービス機関との連絡調整等の支援
- ⑧ 一定期間利用のない利用者の自宅への訪問による支援
- ⑨ その他利用者の支援に関すること

(利用者から受領する費用等について)

第8条 障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし

当該障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項のほか、次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるものの実費。

- 3 前二項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について説明を行い、利用者に同意を得るものとする。
- 4 第一項の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

#### (工賃の支払)

第9条 ひまわり第2は障害福祉サービスにおいて、生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃規定に基づき、生産活動の収入から必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都荒川区の区域とする。

#### (利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたっては、利用契約書を遵守するものとする。

#### (健康管理など)

第12条 ひまわり第2は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため年1回の内科健診の実施を行うものとする。

#### (緊急時及び事故発生時における対応方法)

第13条 従業者等は、事業を実施中に利用者の病状に急変、事故、その他緊急事態が生じたときは、予め定めた対応方法に基づき速やかに措置等を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

#### (非常災害対策)

第14条 管理者は、別に定める防火管理規定に基づき、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### (事業の主たる対象者)

第15条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。  
精神障害者(18歳未満のものを除く)

#### (虐待の防止のための措置)

第16条 ひまわり第2は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止のため次の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに区市町村へ報告し、防止策を講じるものとする。

。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催及びその結果について職員への周知徹底
- (2) 虐待防止マニュアル及び身体拘束等の適正化の指針の整備
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

(個人情報の保護)

第17条 ひまわり第2は、別途定めた個人情報保護規程に基づき、あらゆる個人情報を安全かつ適切に管理し、個人の権利と利益を守り、適正に取り扱うものとする。

(職員の研修)

第18条 ひまわり第2は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を適宜設けることとする。

(記録の整備)

第19条 ひまわり第2は、別途定めた文書管理規定に基づき、運営に関する諸記録を整備し、適切に処理するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人トラムあらかわひまわり第2の管理者との協議に基づき別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成26年4月1日 一部加筆修正

令和2年7月8日 一部加筆修正 (第7条(2)⑨)障害福祉サービスの内容

令和4年3月25日一部加筆修正

令和5年5月1日一部修正 (自立訓練(生活訓練)事業廃止のため、第1条、第4条、6条、7条の自立訓練関連の項目を削除・修正、第16条文言修正)